

## ○大府市承認工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市水道事業給水条例施行規程（令和4年大府市上下水道事業規程第2号。以下「規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、給水装置工事の申込みに伴う承認工事を行う者に対し、予算の範囲内において交付する大府市承認工事補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 承認工事 規程第4条第1項に規定する配水管の布設工事をいう。
- (2) 申請者 給水装置工事の申込みに伴い、承認工事を行う者をいう。
- (3) 取扱要綱 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が別に定める承認工事に関する取扱要綱をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自己の生活用水のための専用住宅又は店舗付住宅に係る給水装置工事に伴い、公道下に布設する配水管の工事を行う者とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする申請者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、取扱要綱第8条第3項に規定する寄附受理通知書を受け取った日から15日以内に市長に申請しなければならない。

- (1) しゅん工図（承認工事で布設した配水管の正確な延長が確認できるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、取扱要綱第8条第2項に規定する完了検査に合格し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 補助金の額は、次に掲げる額の合計額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 布設延長50メートルまでの部分
  - 舗装道路 1メートルにつき12,000円
  - 未舗装道路 1メートルにつき6,000円
- (2) 布設延長50メートルを超える部分
  - 舗装道路 1メートルにつき6,000円
  - 未舗装道路 1メートルにつき3,000円
- (3) バルブ設置 1か所につき80,000円
- (4) 仮配管 1メートルにつき1,000円

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知

書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、その目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7条 市長は、第5条第1項の規定による交付の決定を受けた者からの請求があったときは、当該請求の内容を審査し、適当と認めるときは、請求のあった日から起算して30日以内に補助金を交付しなければならない。

（実績報告）

第8条 市長は、取扱要綱第8条第1項に規定する完了検査申請書の提出をもって、補助事業の実績報告がなされたものとみなすことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項の規定は、平成26年4月1日以後に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。